

香川県文化会館規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第6号

香川県文化会館規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

香川県文化会館規則等の一部を改正する規則（平成18年香川県教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="224 478 313 510">附 則</p> <p data-bbox="145 558 1097 845">2 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営されている身体障害者更生援護施設、同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営されている知的障害者援護施設又は同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営されている精神障害者社会復帰施設の在籍者で、当該施設の職員が引率の上入室するものについては、<u>第3条の規定による改正後の香川県立ミュージアム規則第11条第1項の規定にかかわらず、同法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、なお従前の例により観覧料を免除する。</u></p>	<p data-bbox="1209 478 1299 510">附 則</p> <p data-bbox="1131 558 2083 885">2 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営されている身体障害者更生援護施設、同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営されている知的障害者援護施設又は同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営されている精神障害者社会復帰施設の在籍者で、当該施設の職員が引率の上入室するものについては、<u>第1条の規定による改正後の香川県文化会館規則第11条第1項及び第3条の規定による改正後の香川県歴史博物館規則第11条第1項の規定にかかわらず、同法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、なお従前の例により観覧料を免除する。</u></p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。